



2日間の研修で新たな介護サービスの担い手になれる！



## 緩和ヘルパー養成研修 受講者募集

(緩和した基準によるサービスの担い手養成研修)

介護保険法の改正により、介護職員初任者研修修了者(旧2級ヘルパー)等だけでなく、一定の研修を受けた方が要支援者等に対して、調理や掃除、買い物等の生活援助を提供できるようになりました。当協議会では、緩和した基準によるサービスである「総合事業訪問生活援助」に従事するために必要な研修の受講者を募集します。

日程・研修場所 **9月開催は 9/28(木)・9/29(金)** **10月開催は 10/25(水)・10/26(木)**

＜9月開催＞ 1日目:9月28日(木) 時間 9:45～17:05 2日目:9月29日(金) 時間 9:00～16:20  
申込期間 9月1日(金)～9月19日(火) 必着  
事前面接 9月21日(木) 時間は申込時にご案内します。  
面接場所 姫路市飾磨区野田町127 高田姫路南ビル内 姫路市社会福祉協議会  
研修場所 姫路市栗山町151-2 姫路市社会福祉協議会 栗山別館 研修室

＜10月開催＞ 1日目:10月25日(水) 時間 9:45～17:05 2日目:10月26日(木) 時間 9:00～16:20  
申込期間 9月1日(金)～10月13日(金) 必着  
事前面接 10月17日(火) 時間は申込時にご案内します。  
面接場所 姫路市夢前町前之庄2160 姫路市夢前事務所 3F 相談室  
研修場所 姫路市夢前町前之庄2160 姫路市夢前事務所 3F 多目的室

注) 連続する二日間の科目(講義12時間)を全て受講することが必要です。

### 受講料

無料

### 定員

各回20名

### 受講の対象者

研修修了後、「総合事業訪問生活援助」に従事するパート職員として当協議会と雇用契約ができる方  
(給与/時給900円～ ※別途、交通費の支給有り)  
※受講の可否は、事前面接後に通知します。

### 申込方法

所定の申込書を社協ホームページ(<http://www.himeji-wel.or.jp>)からダウンロードもしくは電話でご請求いただき、必要事項を記入の上、申込期間内に持参するか郵送(必着)にて提出してください。

### 問い合わせ

〒670-0954 姫路市栗山町151-2  
姫路市社会福祉協議会 介護事業庶務担当 Tel.079-224-3677



お申込みをお待ちしています。